



Title	鎌倉時代の国雑掌
Author(s)	白川, 哲郎
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1993, 27, p. 27-55
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48060
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

鎌倉時代の国雑掌

白 川 哲 郎

はじめに

国雑掌に関する研究は、原田重・泉谷康夫・松崎英一・赤松俊秀氏らの手によって、平安時代のそれを中心に進められてきた。⁽¹⁾ 今、国雑掌についての共通理解を『国史大辞典』の「国雑掌」の項目⁽²⁾（泉谷康夫氏執筆）をもとに摘記すれば、次のようになるであろう。

①もとは四度使の雑掌で、平安時代に入って次第に四度使の職務を代行するようになり、十一世紀初頭以降、「某国雑掌」として史料上に現れる。

②国雑掌は、所当官物・雑役などの徴収から納入までの一切の事務を扱い、その任期は、国司の交替とともに代わる。

③多くの場合、国雑掌には中央政府下級官人が起用され、「某成安」という仮名を使用した。また、その本務・職掌の関係から在京することが多かった。

右のような事実の指摘によって、平安時代の国雑掌に関する研究は、ほぼ尽くされた感がある。これに對して、最近發表された本郷恵子氏の研究を除けば、鎌倉時代以後の国雑掌に論及した研究は皆無に等しい。⁽⁴⁾こうした研究状況の背景には、「国雑掌が実質の意味を持ったのは、平安時代までであり、中世の国雑掌は単なる遺制にすぎない」といった認識があったと言えよう。しかしながら、既に本郷氏が「後者（＝中世の国雑掌〈筆者注〉）」についてはまだ本格的な研究がなく、『遺制』と決めつけるのは聊か早計であろう」と明快に指摘されたように、中世の国雑掌の実態については、いまだ充分には明らかにされていないのである。

さて、本郷氏の研究は、下級官人の経済的活動の分析を通して、中世前期の王朝国家財政の実態に迫ろうとされたものである。その際注目されたのが、下級官人の国雑掌としての活動であり、彼らが当該期における用途の調達過程において果たした役割を明らかにされたのであった。以下本稿では、本郷氏の研究の驥尾に付しながら、鎌倉時代の国雑掌について、①公事用途の調達、②訴訟の運営という二つの側面から、その実態を考察したいと思う。

一 全般的考察

鎌倉時代において、国雑掌と確認される事例、および国雑掌と推定可能な事例（＝史料上、単に「雑掌」としか記載されていないが、前後の文脈や事情から推して国雑掌と解釈することが妥当であると判断される事例）を管見の限りで一覧にしたのが、後掲の表である。なお以下の行論では、この表との参照の便宜をはかるため、表に挙げた史料については、〈No.〉を付して表記する。それでは、表をもとに鎌倉時代における国雑掌の概略を確認する作業から始めよう。

まず、国雑掌が存在した時期の問題である。表の「西暦」「年月日」欄を一瞥すれば、十二世紀末の文治年間から十四世紀前半の元徳年間までの期間、すなわち鎌倉時代を通して国雑掌が検出されるという事実を確認することができる。もちろん「備考」欄にA～Hとして注記したように、一群の史料を別個にカウントしたことに因る偏りがあることを考慮したとしても、この事実は、鎌倉時代全期間を通じて国雑掌が一般的に存在していたことを示していると考えて大過ないであろう。

次に、国雑掌が設置されていた地域、国の問題である。時期の問題と同様の理由に因る偏りを念頭に置いた上で表の「国名」欄に目を移せば、当該期の国雑掌は、九州各国に比較的多く確認され、また当然の如く鎌倉幕府の支配・勢力下にある東国において確認される例が少ないという若干の傾向は見受けられるが、国雑掌が設置されていた国について、地域的観点から何らかの顕著な傾向性を見出すことは困難である。なお言うまでもないことではあるが、全ての国に必ず国雑掌が置かれていたというわけではない。⁽⁷⁾

右の二つの事実に基づけば、鎌倉時代における国雑掌は、時間的にも空間的にも一般的な存在であり、決して特別な存在ではなかったと言えることができるであろう。それでは、かかる一般的な存在であった国雑掌に任じられたのは、どのような人々であったのか。任用者について見よう。

冒頭で触れたように、平安時代の国雑掌は「某成安」という仮名によって史料上に現れることが指摘されている。鎌倉時代の国雑掌の中にも、この仮名を使用している事例へ16・35・37・57が確認される。この事実は、当該期の国雑掌においても、平安期から継続して中央政府の下級官人が任用されていたことを推測させる。そして実際、中央政府の下級官人が国雑掌に任じられていたことを、実名の知られる事例から確認することができるのである。

表の中で具体的な名前を知ることができる国雑掌の事例は、わずか十三例にしかすぎない⁽⁸⁾。しかもこのうち姓名ともに知られるのは、左官掌紀国兼⁽⁹⁾へ20・五位出納中原俊職⁽⁹⁾へ31・42・43・大蔵丞右史生安倍久頼⁽⁹⁾へ44・47の三例に限られる。彼らの具体的な活動の実態については、既に本郷氏の手によって、用途調達上果たした役割を中心に詳細に明らかにされている。ここではとりあえず、彼らが有している官職に注目したい。傍線を付したように、彼らはまさに中央政府下級官人としての官職を有しているのである。このように鎌倉時代の国雑掌についても、平安末期の国雑掌と同様、中央政府の下級官人が任じられていたのであり、とすればさらに、当該期の国雑掌は、これまた平安末期の国雑掌と同様に在京することを基本としていたと推定することが妥当であろう⁽¹⁰⁾。

以上、鎌倉時代の国雑掌の概略を見た。当該期、国雑掌が、時間的にも空間的にも決して特別な存在ではなく、広く一般的に活動していたと考えられること、また平安末期の国雑掌と同様、中央政府下級官人が任じられていたこと、が確認されたと言えよう。それでは次に、当該期の国雑掌が果たした役割について考察しよう。

二 公事用途の調達

最初に、表の「内容」欄を見たい。いくつか事例を挙げれば、斎宮寮納米⁽⁹⁾へ2・八十嶋祭駅家雑事⁽⁹⁾へ7・宇佐社作粮米⁽⁹⁾へ8・9・造内裏役⁽⁹⁾へ13・19・最勝講召物⁽⁹⁾へ22・伊勢公卿勅使駅家雑事・禄物⁽⁹⁾へ23・31・賀茂祭召物⁽⁹⁾へ33・35・36・御更衣召物⁽⁹⁾へ34・51・国衙年貢⁽⁹⁾へ37・80・御斎会召物⁽⁹⁾へ38・43・祈年穀奉幣料⁽⁹⁾へ49・69・大嘗会米⁽⁹⁾へ78・82・造春日社用途他⁽⁹⁾へ44・48・53・54・56・造氣比社用途⁽⁹⁾へ71・造日前国懸社用途⁽⁹⁾へ76等々、極めて多様な負担、すなわち公事用途の徴収と納入に国雑掌が関わっていたことが窺われる。それでは、国雑掌が

公事用途の徴収や納入に如何に関与していたのか。この点に関して、まず、天福二（一二三四）年の御齋会の召物調達の場合へ38く43くを取り上げたい。⁽¹¹⁾

天福二年の御齋会は正月八日から執り行われたが、その実施に要する用途の調達が問題となっている。前年の十二月、既に諸国に対して「付^レ苛法^一後、可^レ譴責^二雑掌^一」ことが伝えられていたにもかかわらずへ39く、精好絹綿等の院御所への納入期日となっていた正月六日になっても、それは全く納入されなかったのであるへ40く。かかる状況の中で御齋会が開始されたが、御齋会の実施と並行して召物調達のための措置がとられている。九日には、精好絹の納入遅滞国について、明日から「諸国雑掌等可^レ譴責^一」ことが決定されたへ41く。また十一日には、用途を割り当てられながらそれを納入しない諸国の国雑掌に対する措置として、「以^二吉上^一可^レ鉤^二召雑掌^一」との命令が後堀河院から下されへ42く、翌十二日には、御齋会用途を割り当てられた諸国の国雑掌が院御所に召し集められて、用途納入のための沙汰が行われているへ43く。⁽¹²⁾

当該期にあって公事実施の際、その用途は諸国に割り当てられ調達されることが基本とされていたが、⁽¹³⁾諸国に割り当てられた用途は、このように各国の国雑掌の手を経て、中央政府に納入されていたのである。そしてその納入が滞った場合、彼ら国雑掌が譴責されたのである。

さて、用途の納入が滞ったことに因って国雑掌が譴責されるという事態は、この天福二年の御齋会の場合だけの特別な事例ではない。各国に割り当てた負担の順調な納入がなされない場合、国雑掌に対して中央政府は、馬部へ12・78く・吉上へ12・42・69く・旁使へ19く・苛法使へ31く・官使へ40くを使って譴責しており、また、用途の提供を受ける側の春日社が、神人を国雑掌に付して譴責を実施している事例へ48・56くも存在する。加えて国雑掌は単

に譴責を受けるだけにとどまらず、割り当てられた負担の納入の懈怠や未済によって、「召籠」められたり（4）、検非違使庁における留置（28→30）といった処罰を受けることもあった。このように中央政府から割り当てられた負担の納入を怠った場合に国雑掌が譴責されるという事実は、負担を割り当てられた各国の国司が負担納入の最終責任者であることを前提とした上で、国司の側にあって中央政府に対するその実質的な担当・責任者が国雑掌であったことを意味していると言えよう。

次に、小山田義夫氏の研究のある承久二（一二二〇）年の造内裏用途調達の事例（13→19）を見よう。周知のように、この承久の造内裏事業については『民経記』の紙背文書に多くの史料が残されているが、その中で注目したいのが「上総国雑掌調成安申状」（16）である。

上総国雑掌調成安謹言上

近衛入道殿下御領菅生庄造宮米事

件造宮米切符、去年十一月之比、付申勘解由次官之处、有御下知之由被出請文畢、其後、去三月木本作始之時、

重催申之处、依為関東知行不事行之旨被申之間、然者早給御下知之状付地頭、可致其沙汰、且（行頭）院御領橋木庄、

宣陽門院御領玉崎庄、天台末寺中禪寺、依為請所、以領家下知之状、於国致其沙汰之由触申之处、以此旨可申

沙汰云々、其後重四月之比、雖加催、請文同前、仍又一日之比、驚申之处、□此事依所勞未申沙汰之（

）中莫大之□□數□百余町也、有限分米及遅々者、造営懈怠之基也、京濟難叶者、且任傍庄例、給下知之

状、欲致其沙汰、仍粗言上如件、

近衛入道殿下（基通）領上総国菅生庄の「造宮米」、すなわち造内裏役の徴収に関し、京済が困難であるため院領橋木庄など近隣の荘園の例に準じて、「領家下知之状」を得、それを地頭に付して造内裏役を徴収することを認めてくれるよう、上総国雑掌が要請しているのである。⁽¹⁶⁾そしておそらくはこの国雑掌の申状を受けて、同様のことを要請した七月十六日付「上総介某清国書状」⁽¹⁷⁾へ13が中央政府に提出されたと考えられる。中央政府から割り当てられた内裏の造営費を在地に転嫁し徴収するに際して、上総国雑掌は、その徴収方法を選択・変更することを求めているのである。造内裏役という一国平均役として最も代表的な臨時公事用途の徴収に、国雑掌が関与していたことを示唆する事実と言えよう。菅生庄以外の荘園等についても、上総国雑掌が造内裏役調達に関する「雑掌折紙」を提出している事実へ15・17は、この推定を助けるものである。

加えて注目されるのが、国雑掌が国衙の年貢徴収にも関与していたのではないかと推測される点である。「信濃国雑掌調成安申状」へ37によれば、前年以來納められていない信濃国小河庄の国衙年貢漆について莊沙汰人に相触れたところ、京済を希望する返答があったという在庁の申状を、信濃国雑掌が上申していることが知られる。もちろん国雑掌自身が現地に出向き、直接徴収を行っていることを示すものではないが、少なくとも、彼ら国雑掌が在庁官人らとの連携の下、国衙年貢の徴収に関わっていたことだけは窺えよう。

先の中央政府への負担の納入過程だけではなく、右に見た如く、一国平均役や国衙年貢の賦課・徴収過程にも、国雑掌は関与していたのである。この問題に関連して、一国平均役の賦課・徴収のための配符の作成に国雑掌が関わっていたことを推定させる事実がある。

伊勢公卿勅使役（駅家雑事）が路次の国に一国平均に賦課されていたことはよく知られている。寛喜三（一二三

一) 年の伊勢公卿勅使発遣に際して、路次の伊勢・近江両国司が駅家雑事の配符を進めたが、その時、近江国の配符を持参したのは近江国雑掌康直の子男であった(24)。当時、康直は病氣であったと思われることから(28) (30)、代理で息子が配符を持参したのであって、本来なら康直自身が持参すべきものであったろう。このように国雑掌は、一国平均役の賦課・徴収のための配符作成にも関与していたのである。(18)

ところで、この時進められた配符について、奉行を勤めていた藤原経光は、(19) 莊園領主の御教書を付して駅家雑事を催促する莊園の配符と官使を直接に遣わして催促する莊園の配符とに二分し、翌日には改めて国雑掌に下している(25)。そしてこの時、近江国には拒捍使がいなかったため、直接官使を遣わして催促することも命じられている(25)。これに対して伊勢国の場合には、同様に二分された配符が拒捍使重弘に下されている(24)。この近江・伊勢両国の事例から、公事遂行のための負担を割り当てられた国から提出された課役徴収のための配符を、中央政府における公事の運営主体——多くの場合、いわゆる行事所であろう——が勘案し、次いでそれをもとに課役を在地から徴収する国側の主体——ここでは基本的には拒捍使であり、拒捍使がない場合に官使の派遣が決定されている——に改めて勘案された配符が下されるという形で課役の徴収実務が遂行されていたことが窺われる。かかる課役の賦課・徴収過程の最初の段階で、その基礎となる配符の作成に国雑掌が関わっていたのである。

そしてこのように一国平均役等の課役の配符作成に関与するためには、各種負担の済例(33)や国内の莊園や加納余田(63)(20)などについて、当然、国雑掌は熟知する存在でなければならなかったのであり、逆に言えば、それらを熟知する存在であったからこそ、国雑掌は配符の作成に深く関わることであったのであろう。

ところでごく最近、平山浩三氏は、一国平均役として賦課されたいくつかの課役の済例について検討し、それら

がそれぞれ成立時期も内容も異なるものであったことを明らかにされた。⁽²⁾ 済例が課役毎に異なるものであったという事実は、国雑掌が果たした役割の重要さをさらに推測させるものである。中央政府から各種負担を割り当てられた各国が、それを在地に賦課するにあたって、その基本となったのは、当然、それらの負担が以前に当該国に割り当てられた際の済例であり、国雑掌はそれを熟知する存在であったのである。国司による任国支配の中で、中央政府から割り当てられた各種負担を課役として在地に賦課し、徴収する時、こうした国雑掌の如き役割を果たす存在は欠くことができないものであったと考えられよう。⁽²⁾

以上、本郷氏の研究に導かれながら、鎌倉時代の国雑掌について用途調達の面から考察した。当該期、中央政府から割り当てられた負担や国衙の年貢などを調達する際、その賦課から徴収、そしてさらには中央政府への納入といった各過程において、国雑掌が重要な役割を果たしていた事実をここでは確認しておきたいと思う。そして、建久二（一一九一）年、八十嶋祭の摂津国駅家雑事欠如の理由が、「不_レ置_二雑掌_一（了）、在_レ厅官人等、皆悉隠遁、領状之庄々雑事等、猶無_二催役之人_一云々」と記され、雑掌の不設置と在_レ厅官人の隠遁とに求められている事実へ₇からも、用途の調達における国雑掌の重要性が改めて確認されるのである。

三 訴訟の運営

それでは次に、国雑掌の訴訟運営者としての側面について考察しよう。

文治四（一一八八）年六月一日、九条兼実は、斎宮寮納米に関する国司と斎宮寮との相論について、官底における国雑掌と寮司との対決を命じたへ₂。国雑掌が、中央政府への負担の納入に関する相論において、一方の当事

者として登場してきているのである。こうした中央官司と国司との相論で国雑掌が登場する事例としては、承安二（一一七二）年の土佐国雑掌紀頼兼と主殿寮沙汰人伴守方との相論が著名である。⁽²²⁾この相論に見られる国雑掌については、既に原田重・本郷恵子両氏によって検討が加えられている。⁽²⁴⁾詳細は両氏の研究に譲り、ここでは先の文治四年の斎宮寮納米に関する相論の事例とともに、平安時代末から鎌倉時代最初期にあたる十二世紀後半、国雑掌が王朝国家の法廷において、国司の代理として訴訟当事者となり、国側の経済的な既得権——もちろん、それらの中には経済的権利の拡大を図ろうとした、新儀として相論相手から非難されるような行為も含まれていたであろうことは想像に難くない——を擁護する活動を展開していたという点のみを確認しておきたい。

右のように王朝国家の法廷において、国側の、すなわち国司の既得権を擁護するといった国雑掌の役割は、鎌倉時代を通して維持されていたようである。たとえば、正和四（一一三五）年には黒戸国衙方年貢について丹波国雑掌忠光が尚清法印代妙覚と相論を行っており、その際の申詞を誰が執筆するかが問題となっている⁽⁸⁰⁾。加えて鎌倉時代後半になると、王朝国家の法廷だけでなく、鎌倉幕府の法廷においても彼ら国雑掌が同様の活動を展開していたことが知られるが、この点については後に述べたい。

さて、いま一度考察の時期を十二世紀後半に戻そう。中央官司官人と国雑掌との相論という点に関して注目されるのは、本郷氏も注目された⁽²⁵⁾、建久二（一一九一）年三月二十二日後鳥羽天皇宣旨——いわゆる「建久一令」と称される公家新制——の第一四条である⁽⁸⁵⁾。

仰、諸司者寄事於諸国之対捍、諸国者致訴於諸司之苛責、年預非法寔繁、雑掌不当尤多、論之格條、罪在不有、然間彼此相讓、闕忘公事、長官積習、狎慢朝章、加以諸司各有公物、年預動致己一周、亦一度公事、雖給成功、更不経後日之用、諸国亦有済物、雑掌為先私用、亦重允所済、偏以不法、未全致式数之勤、云彼云是、不可不誠、自今已後、専經公用、莫貧己利、諸司不誠年預之非法、諸国不禁雑掌之不当、若尚以私妨公、違制害法者、宜令長官并宰吏、処違勅之罪、

この条文からは、まず、諸司年預や諸国雑掌の、公物や済物を私用に優先するという不当行為によって、各種の負担が中央政府に納入されていない状況を読みとることができよう。そして、諸司年預や諸国雑掌がそれぞれ、規定通り中央政府に各種負担を納入していない理由を他方になすり付け合っているのである。こうした行為を禁止するため、中央政府はこの法を制定したわけであるが、かかる内容を有した法が制定されたという事実は、諸司年預や諸国雑掌のそうした不当行為が当該期かなり一般的に行われていたことを推定させよう。

そしてこれはまさに、先の承安二年の土佐国雑掌紀頼兼と主殿寮沙汰人伴守方との相論や文治四年の齋宮寮納米に関する相論の原因として想起される状況と言えよう。この時期、各種負担の中央政府への納入をめぐって、中央諸官司と諸国との間で摩擦が生じており、それが王朝国家の法廷に持ち込まれ、そして争われていたのである。

ところで、後白河親・院政期以降鎌倉期の公家新制は、多くの条文に継承関係が見出されることはよく知られている。⁽²⁶⁾ そうした中において、この建久一令第一四条は、継承関係が見出されない条文であったことが指摘されている。⁽²⁷⁾ 継承関係が見出されないということは、この条文が十二世紀後半固有の問題を反映して制定されたことを示唆

していると言えよう。一方、公事用途の調達において、諸国に負担を割り当てて調達する方法を基本としながらもそれは十分に機能せず、調達方法全体の中でそれが果たす比重が相対的に縮小し、代わって成功の占める比重が拡大していたのが、まさにこの時期であった。⁽²⁸⁾ 当該期の王朝国家は、国司および諸司長官による、それぞれ国雑掌と諸司年預に対する監督の強化を図ることによって、諸国・中央諸官司からの公事用途の調達機能の回復を図ろうとしていたと言いうことができる。

ともあれ、そうした公事用途調達方法の相対的变化に対応して、当該期、中央政府への各種負担の納入をめぐる諸国―諸司間相論が続発していた状況を推定することが可能であろう。そしてその諸国―諸司間相論において、国雑掌は、それぞれの国、ひいては国司が獲得していた経済的既得権の維持に勤める存在であったのである。そうした国司に対する国雑掌の奉仕は、決して一方的な奉仕であつたわけではなく、何らかの利益があつたことは当然で、それはおそらく本郷氏が指摘された下級官人の金融業者的な活動の側面、その資金力の問題につながるものであろう。⁽²⁹⁾

さて既に触れたように、鎌倉時代後半になると、国雑掌が幕府法廷においても活躍したことを窺わせる史料が現れてくる（55・64・75・76）。土佐国雑掌が稲吉乙松名の年貢と国検について訴えていたことを伝える文永八（一二七一）年六月の関東御教書（55）が、この点に関する史料上の明確な初見ではあるが、おそらくはこれ以前においても国雑掌が幕府法廷で活動していたであろうことは疑いあるまい。ただ、なぜ鎌倉時代後半に至って幕府法廷における国雑掌の活動が顕著に見られるようになるのかという問題については、若干考えておく必要があるように思われる。

鎌倉時代中期以降、鎌倉幕府と王朝国家とが相呼応して新制を制定し、政治を新たに整備しようとしていたことが指摘されている。⁽³⁰⁾ そうした新たな政策の中で、鎌倉後期の「国衙興行」政策に注目されたのが稲葉伸道氏であった。⁽³¹⁾ 稲葉氏は、王朝国家による国衙・国衙領の興行政策を幕府が積極的に支援していたことを指摘された。鎌倉時代後半以降、幕府法廷において国雑掌の活動が顕著に見られるようになるという先の事実は、かかる国衙興行政策と連動する事態であったと推測されるが、それを惹起する契機となった具体的法令等を特定することはできない。ただその背景となった当該期の状況は、十四世紀の事例とはなるが、次に引用する元亨二（一三二二）年正月十二日の鎌倉幕府追加法（七・一七条）に窺うことができる（81）。

一 国領地頭等可済年貢事 元亨一 正 十二

右、臨西収之期者、致急速之沙汰、翌年二月可令皆済、縦又雖京進不可過六月、若抑留之由、雑掌訴申者、遂結解可弁償之旨、可被下奉書、不叙用者、託使者可催促之、即及参対請勘定者、可遣其道之由、可成下知状、結解難渋之輩者、任申請員数可成敗、猶对捍者、重以使者尋問実否、未済之條無所遁者、可改所職、於催促并究済期日者、且依其地遠近、且就未進多少、随事躰可斟酌也、

（後略）

この追加法については稲葉氏も注目しておられるが、⁽³²⁾ 国側へ地頭が年貢を皆済する期限を定めた上で、地頭が年貢を抑留したということを国側の雑掌、すなわち国雑掌が幕府へ提訴してきた際の処置について定めている。そして、幕府の処置に地頭が従わず年貢を納めなかった場合には、最終的には地頭職の改替をも定めているのである。

かかる内容の法が幕府によって制定されたということは、この時期、地頭による国への年貢納入が滞っており、幕府に対してそうした地頭の不当行為を国雑掌が訴えることが少なくなかったことを示していると言えよう。

とするならば、鎌倉時代後半の国雑掌にとって、年貢等の各種負担の徴収を果たす上で、それに関する地頭との間の問題解決が焦眉の課題であり、その解決を図るため国雑掌による幕府法廷への提訴が多く見られるようになったと考えられるのではないだろうか。正応四（一二九一）年、佐渡国雑掌が訴えた年貢未進について、幕府が一宮地頭に究済を命じている事例^{（75）}は、その典型的なものと言えるであろう。

さて、この幕府法廷における国雑掌の活動を考える上で注目されるのが、国雑掌が幕府法を熟知していたと思われる事実である。建治元（一二七五）年から始まった紀伊国阿氏河庄領家寂楽寺と地頭湯浅宗親との相論^{（33）}において、証拠として宗親が提出した「文永五年四月廿五日関東平均御式目」の真偽をめぐって両者の応酬がなされるが、その応酬の中で、この「関東平均御式目」の「式目案」を宗親が「花山院内大臣（師継）家御分国因幡国雑掌本願」の許から書き出したことが判明する^{（59）}。おそらくは宗親の京都における活動の中で本願との人的関係が結ばれたのであろうが、重要なのは、上級貴族知行国の国雑掌が幕府法をその手元に保持していたという事実である。彼ら国雑掌が幕府法廷において勝訴するため、その有力な武器となる幕府法の集積をも行っていたことが推定されるのである。

また同じく、中原俊職のように幕府に近い人物を国雑掌に任用するといったことも、幕府法廷において有利な裁許を獲得する上では重要な要因になったであろう。いずれにしても、王朝国家の法廷だけでなく、幕府法廷においても活躍できることが、国雑掌、とりわけ鎌倉時代後半の国雑掌に要請された条件の一つであったと考えられよう。

以上、鎌倉時代、訴訟運営の面において国雑掌が果たした役割について考察した。彼らは、さまざまな負担の徴収・納入に関わって発生した相論において、徴収・納入の最終責任者たる国司に代わり、国（国司）方の訴訟運営の主体として活動していたのである。当該期の国雑掌は、幕府法廷をも含む各種法廷の場において、国方、すなわち国司——知行国の場合には、当然、知行国主に及ぶ——の経済的既得権を維持・擁護し、場合によっては拡大をも図る存在として位置付けることが可能であろう。国司が任国の一国内行政を執行する上で、訴訟運営の面からみれば、かかる国雑掌の如き役割を果たす存在が必要とされていたと考えられるのである。

むすびにかえて

鎌倉時代の国雑掌について、①公事用途の調達、②訴訟の運営という二つの側面から検討してきた。繰り返したくなるが今一度まとめるならば、鎌倉時代の国雑掌は、各種負担の在地における賦課・徴収から、さらにその中央政府への納入に至る過程において、要とも言える位置を占めており、同時に、そうした賦課・徴収実務から派生したところの負担に関わる様々な訴訟の当事者としても、極めて重要な役割を果たしていたのである。かかる意味において、当該期、国司による任国支配の実態、すなわち一国内行政の内実を考える上で、一つの鍵を握るのが彼らの存在であったと結論することができのではないだろうか。

さて、以上のような役割のほかに、国雑掌は儀式の進行においても一定の役割を果たすことがあった。たとえば公家新制には、国雑掌が「祈年祭已下四度祭日」や「祈年・月次祭」の時、神祇官に出向いて幣物を請け取り、それを本社に送付して請文を進めることが義務付けられている（6・32）。あるいは、国司が欠員のままで吉書の調

進が為されなければならない場合、「無_二任国官吏_一者、在京雜掌可_レ進_二解文_一云々」という見解が示されており¹⁰、時として、京都における国司の任務を代行することが認められた存在でもあったことが知られる。こうした国雜掌の活動に、「在京雜掌」なる表現に見られる如く、国司の在京代官の性格を読み取ることは比較的容易であろう。

鎌倉時代にあっても、特にその前半、国雜掌は在京することを基本としていたのである。

造東大寺領肥前国雜掌重言上

欲早当国地頭・御家人等、背度々御教書、不応国務、不入立雜掌於郷保上者、且任難濟実、且依違背篇、被經御注進、於紆曲之地頭・御家人者、可被処罪科由、被成下重御教書於郷保、令興行国衙、專營作間事

(副進文書省略)

右、如当国図田帳者、公田四千余丁也、爰号或新免・新給、抑留正税、称或恩賞、令押妨国領、不入立雜掌於郷保、恣令押領国領之間、如当时者、残田僅五十余丁也、可謂有名無実、其上猶以令忽緒国衙、不叙用吏務、剩背度々御教書、不彼是〔 〕上者、違背〔 〕難濟篇難遁、(後欠)

引用したのは、度々の命令に反して紆曲を働く地頭・御家人に対して、彼らを罪科に処する御教書を重ねて発し、国衙を興行することを求めた造東大寺領肥前国雜掌の申状⁸⁵である。ここで注目したいのは、結果的に見れば地頭・御家人の抵抗によって失敗に終わってはいるが、国雜掌が地頭・御家人の支配下にある郷・保への立ち入りを試みているという事実である。その職務遂行のため、彼ら国雜掌が担当する国に自ら下向することは、おそ

らく当初より存在したであろう。ただ、ここで見られる郷・保への立ち入りの如き直接的な活動は、少なくとも現段階では鎌倉時代前半には確認できず、在京して国司の代官的役割を果たすことを基本としていた段階に比べれば、現地での活動の比重の拡大という点において、この時期、国雑掌がその性格を若干変化させていたと予想することが可能ではないだろうか。

さらに、国雑掌は南北朝期になっても設置されていたことが、次の如く確認される。⁽³⁶⁾

熊野山新宮造営料所遠江国事、解状副具書如此、子細見状、任去年十一月六日綸旨、沙汰居雑掌、可令全国務之状、如件、⁽¹⁾

文和四年八月廿九日

(義詮)
(花押)

今河入道殿

前年、文和三(一三五四)年十二月の後光厳天皇綸旨⁽³⁷⁾によって熊野山新宮造営料国とされた遠江国に、国雑掌を「沙汰居」いて、「国務」を全うさせるよう室町幕府が命じているのである。右の事實は、この時期、鎌倉時代の国雑掌が果たしていた役割を前提として、熊野新宮の造営を無事済ませるため、幕府によって国雑掌が置かれたものと考えられよう。⁽³⁸⁾ 言い換えるならば、何らかの負担を割り当てられた国において、その割り当てられた負担の調達を果たすために、国雑掌の機能が期待されていたのである。これ以外にも暦応年間(一三四〇年前後)頃、当時東大寺造営料国であった周防国においても国雑掌が確認される。⁽³⁹⁾ こうした南北朝期における国雑掌の存在は、その前段階である鎌倉時代の国雑掌が果たした役割の重要性を改めて推測させる事実と言えよう。

以上、鎌倉時代の国雑掌について考察を行ったが、本郷氏の研究に屋上屋を重ねたにすぎず、その一方で論じ残した課題は多い。国雑掌と、網野氏によって「莊園について、公領における国雑掌と同様の役割を果たしたものと位置付けられた莊雑掌との比較・検討を深めることもその一つである。⁽⁴⁰⁾

また、今回は考察することができなかった「国衙雑掌」⁽⁴¹⁾と国雑掌との関係も明らかにしなければならぬであろう。おそらく、この「国衙雑掌」という呼称が史料上に現れてくる背景には、先に触れた鎌倉時代後半以降における国雑掌の現地での活動の比重拡大という事態があったように思われるが、現段階では結論を留保しておきたい。

さらに、職掌の問題も含めて目代や在庁官人と国雑掌との相互関係についての解明を進めなければならない。第二章で見た寛喜三年の伊勢公卿勅使役調達の際、伊勢国知行国主でもあった斎宮寮頭平惟忠の伊勢下向にあたって、惟忠の下向によって伊勢公卿勅使役伊勢国分の納入に関して交渉相手がなくなるため、奉行藤原経光が在京する在庁四人のうち一人を交渉相手として京都に留め置くことを要請した。惟忠は当初それに不承知であったが、再度「如_三目代・雑掌二者、可_三差置_二」ことを求められると、「亡国左道之間、無_三雑掌_一、無_三目代_二」により、在庁一人を在京させることを承知している⁽²⁷⁾。少なくともこの場合、国雑掌と目代・在庁官人とは明確に区別されているのである。また、同じくこの役を負担しなければならなかった近江国では、国雑掌康直とならんで目代⁽⁴²⁾（清忠）がいたことから見ても⁽²³⁾、国雑掌と目代とは、基本的には別の存在であったと考えられよう。ただ鎌倉時代後半になると、東大寺の料国であった周防・備前いづれかの国の目代職を所望して「口入」を要請する年末詳卯月十四日道袁書状に「周防国殊望候へとも、雑掌治定候者、備前国御さし可_レ給候也」とあるように、目代職と国雑掌が近似する存在であったことを窺わせる史料も見出されるようになることから、かかる傾向を鎌倉時代後半の一般

的なものと考えるか、あるいは東大寺造営料国という特殊性によるものと考えるか、といった点も含めて、国雑掌と目代等との関係については、さらに検討が深められなければならないのである。

右に述べたように、今後さらに在地および国衙内部における国雑掌の位置と役割を追究すること、すなわち国衙行政の全体の中に、彼らを位置付けて行かなければならない。こうした作業を通して、当該期の国司―王朝国家による一国内支配の実態にまで迫らなければならないのである。進展の著しい近年の平安末期から鎌倉期にかけての王朝国家研究の現状にあって、国司―王朝国家による一国内支配の実態、すなわち国衙行政の全体像を改めて問い直してみる必要が要請されているように思われるのであり、国雑掌に関する分析もまた、そのための一つの試みなのである。

注

- (1) 原田重「国雑掌について」(『九州史学』七、一九五八年)、泉谷康夫「国掌について」(『日本歴史』二〇四、一九六五年)、松崎英一「国雑掌の研究」(『九州史学』三七・三八・三九、一九六七年)、赤松俊秀「雑掌について」(『古文书研究』創刊号、一九六八年)。その他、国雑掌に関する研究としては、勝山清次『弁済使』の成立について(『日本史研究』一五〇・一五一、一九七五年)、中原俊章『中世公家と地下官人』(吉川弘文館、一九八七年)二三六―三七頁などがある。
- (2) 『国史大辞典』四(吉川弘文館、一九八四年)八三九頁。
- (3) 本郷恵子「中世前期の朝廷財政について」(『史学雑誌』一〇一―四、一九九二年)。
- (4) 鎌倉時代以後の国雑掌に関しては、網野善彦「雑掌」(『平凡社大百科事典』六、平凡社、一九八五年)・「日本王権の特質をめぐって」(『年報中世史研究』一八、一九九三年)一三―一五頁、が示唆に満ちている。いずれも、荘園の雑掌と国雑掌との類似性の問題も含めて、中世における国雑掌の展開の大筋を示されており、本稿を成すにあたって多

くの点を学んだ。ただ、あくまでも大筋を示されたものであり、事実の指摘の面においては必ずしも充分なものとはなっていない。

(5) 松崎英一前掲注(1)論文二頁。

(6) 本郷恵子前掲注(3)論文四三頁。

(7) たとえば、建久二年には摂津国で国雑掌が不設置であり(7)、寛喜三年には伊勢国でも国雑掌は置かれていない(27)。

(8) 具体的な名前が知られる事例は、康直(14・23・24・28・30)、左官掌紀国兼(20)、五位出納中原俊職(31・42・43)、資尚(42)、大藏丞右史生安倍久頼(44・47)、備前左衛門(53)、本願(59)、季重(60)、兼定(64・65)、尚俊(68)、忠光(80)、宗清(82)、高憲(83)の十三例である。

(9) 紀国兼については本郷恵子前掲注(3)論文五六頁、中原俊職については同五八頁、安倍久頼については同四七・四九頁・同氏「中世前期に於ける下級官人の動向について」(石井進編『中世の人と政治』、吉川弘文館、一九八八年、所収)九二・九三頁参照。

(10) 既述の如く、また以下述べるように、鎌倉期であっても国雑掌は在京することが基本であったと考えられる。ただ後述するが、鎌倉後・末期に至ると、国雑掌が京都ではなく担当国の現地で活動する事例(85)も見られるようになる。この御斎会の一連の実施過程については、『経光卿御斎会奉行記』(『大日本史料』五一九、四七五・四九九頁)に詳しい。以下の考察もその記事に基づいている。

(11) 「鉤召」が命じられた翌日すぐに、ほとんどの国雑掌が院御所に召集可能であったという事実は、この時期の国雑掌もまた、平安末期のそれと同様に在京することを基本としていたことを窺わせる事実である。

(12) もちろん、諸国からの負担割り当ての用途調達は、この時期、順調には機能していなかった。この点については拙稿「鎌倉期王朝国家の政治機構——公事用途調達を素材とした基礎的考察——」(『日本史研究』三四七、一九九一年)参照。

(14) 諸司年預と諸国雑掌の不当を誠めることを命じた公家新制建久一令第一四条(5)において、彼らの不当行為の禁止

を怠った場合には、その上司であり監督者たる長官や宰吏（＝国司）が「違勅」罪に処せられたように、国雑掌の不法行為や失策の最終責任は、当然、国司に求められた。

- (15) 小山田義夫「承久の大内裏再建事業について——造営費調達形態を中心として——」（『流通経済大学論集』一〇—四、一九七六年）。

- (16) 小山田義夫前掲注(15)論文五八頁、平山浩三「一国平均役荘園催徴の一形態について——鎌倉初期を中心に——」（『日本歴史』三九九、一九八一年）五〇—五一頁。

- (17) 〈13〉中に載せられた「雑掌折紙」は、その内容の一致状況から推測して〈16〉である可能性が高いように思われる。本郷恵子前掲注(3)論文五九—六〇頁。

- (18) 『民経記』寛喜三年七月二十一日条。なお、藤原経光は当時、五位藏人であった（『職事補任』後堀河院条）『群書類従』四）。(19)

- (20) この事例〈63〉は、国司が交替しても国雑掌が交替していないことを推測させるものである。鎌倉時代の国雑掌の中には、国司との関係によって選任される者ばかりだけではなく、国司の交替とは無関係に特定の国を継統して担当するような国雑掌も存在していたことを示唆する事例と言えよう。

- (21) 平山浩三「一国平均役の済例について」（『日本歴史』五四一、一九九三年）。

- (22) 国司による任国支配のためには、特に各種用途の調達という点においては、何らかの形で、本稿で考察している国雑掌と同様な役割を果たす存在を欠くことができなかったであろうことだけは間違いあるまい。それを「国雑掌」と呼ぶか否かは、また別の問題である。

- (23) 『平安遺文』七—三六〇六・三六〇七号。

- (24) 原田重前掲注(1)論文一六—一七頁、本郷恵子前掲注(3)論文四三—四七頁。

- (25) 本郷恵子前掲注(3)論文四五—四六頁。

- (26) 水戸部正男『公家新制の研究』（創文社、一九六一年）七一—七八頁。

- (27) 水戸部正男前掲注(26)書一一七頁。

- (28) 拙稿「平安末—鎌倉期の大嘗会用途調達——鎌倉期王朝国家の臨時公事用途調達に関する一考察——」（『ヒストリ

- ア』一三四、一九九二年）参照。
- (29) 本郷恵子前掲注(3)論文四七・五五～五六頁。
- (30) 網野善彦『蒙古襲来へ小学館ライブラリー版・上』(小学館、一九九二年)四〇頁。
- (31) 稻葉伸道『鎌倉後期の『国衙興行』・『国衙勸落』——王朝と幕府の国衙興行政策——』(『名古屋大学文学部研究論集』史学三七、一九九一年)。
- (32) 稻葉伸道前掲注(31)論文二二四～二五頁。
- (33) 『鎌倉遺文』一六一～二一八三号。なお、この「文永五年四月廿五日関東平均御式目」の真偽についての訴陳の応酬をめぐる諸問題は、笠松宏至「中世法の特質」(同氏『日本中世法史論』、東京大学出版会、一九七九年、所収)一～八頁参照。
- (34) 湯浅氏一族の京都における活動については、高橋修「中世前期の地域社会における領主と住民——紀伊国湯浅氏の『長者的』な領主制——」(『立命館文学』五二一、一九九一年)二二四～二二八頁参照。
- (35) 本郷恵子前掲注(3)論文五八頁。
- (36) 文和四年八月二十九日足利義詮御判御教書(『大日本史料』六一十九、二九〇頁)。なお、この遠江国雑掌関係の史料(『袋井市史』史料編一〈古代・中世〉、一九八一年、所収)については、佐藤圭氏より御教示をいただいた。
- (37) 文和三年十二月六日後光厳天皇綸旨(『大日本史料』六一十九、二九〇頁)。
- (38) この時、安房国についても遠江国の場合と全く同様に、国雑掌が「沙汰居」かれている(『大日本史料』六一十九、二八九～二九〇頁へ文和三年十二月六日条)。
- (39) 暦応二年十二月二十七日某御教書・暦応三年二月十二日大内長弘申状(『防府国分寺古文書写』△防長風土注進案一〇「三田尻宰判下」、山口県立山口図書館、一九六五年、所収)一四〇・四一号、暦応四年八月二十八日周防国雑掌定尊・牟礼令地頭修理権大夫代平茂平和与状(牟礼阿弥陀寺古文書写△同前)一六九号)など。
- (40) 網野善彦前掲注(4)『年報中世史研究』論文一四頁。
- (41) 正和四年六月二日鎮西下知状(『鎌倉遺文』三三二～二五五六号)、年月日未詳某重申状案・同某申状案(同三七～二八六三二・二八六三三号、二八九一九・二八九二〇号)、元亨四年九月九日石見周布郷文書目録(同三七～二八八二

二号)、元徳四年正月日肥前河上社雑掌家邦陳狀写(同四一—三一六六九号)など、主として鎌倉時代も末期に近づいた頃の史料の中に散見される。

(42) 年未詳三月十五日前薩摩守大江泰兼陳狀〈21〉においても、国役を「押懸」けようとした存在として、国目代と雑掌とが並列して記載されている。

(43) 『鎌倉遺文』二二—一六六三〇号。〈66〉に関わる一連の史料である。

〔付記〕

本稿を成すにあたって、北陸古代中世史懇話会・大阪歴史学会中世史部会において報告の機会を得、参加者の方々から貴重な御教示を賜った。記して感謝申し上げる。なお、本稿は、一九九三年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

(日本学術振興会特別研究員)

記 載 内 容	備考
院庁下文に任せて河上社座主職補任を命じる大宰府守護所下文の宛所	
兼実、斎宮寮納米に関する国司と斎宮寮との相論について、雑掌と寮司に官底での対決を命じる	
兼実、神今食神服神饌等の未進について、雑掌からの事情聴取を命じる	
①内裏修造負担懈怠国雑掌の召籠めを命じ、②出雲国が雑掌を出頭させなかったことへの処置を命じる	
諸司・諸国不当につき、年預非法・雑掌不当の誅めを命じる	
諸社祭祀興行、祈年祭以下四度祭日には諸社司・諸国雑掌が神祇官で幣物を受け取り本社に送ることを命じる	
八十嶋祭摂津国駅家雑事欠如は、雑掌不設置と在庁官人隠遁により、役催促の人がいなかったことによる	
引用する、造字佐作粮米弁済を命じる大宰府宣の宛所	A
引用する、造字佐作粮米弁済を命じる大宰府宣の宛所	A
吉書調進に際し、国司がいない場合には在京雑掌が代行する	
大隅国正八幡宮正殿以下造宮の催動を命じる大宰府宛官宣旨に見える三箇国雑掌等請文	
春日社力造宮国である上に、恒例・臨時の課役が飽えることがない、勤役困難を訴えると、馬部・吉上を雑掌に付けられることがあり、両役の勤仕は困難である	
上総国藤原基通領菅生庄造宮米に関して見える雑掌折紙	B
内裏役について見える雑掌康直請文	B
上総国伊隅庄伊北分造内裏米に関して見える雑掌折紙	B
藤原基通領菅生庄造宮米について、京済不可能の場合、近隣庄園に準じて領家下知状による催促を上総国雑掌が申請	B
上総国周西郡大内造宮米に関して見える雑掌折紙	B
造宮用途米に関して見える雑掌申状	B
造内裏役徴収について、所済の実がないのに旁使等が雑掌を誹責し、恥辱に及ぶ	B
雑掌左官掌紀国兼、若宮遷宮のため下向	
(引用庁宣中)近年はじめて、国目代・雑掌が自分の国役を押懸けるために種々の無道を行った	
最勝講召物の進済困難を雑掌が国守に上申	
雑掌康直、伊勢公卿勅使近江国駅家雑事沙汰のため近江国目代の参洛を度々要請、目代、関東よりようやく上洛	C
伊勢・近江両国司、伊勢公卿勅使駅家雑事諸庄園配符を進める、近江国配符は雑掌康直子男が特参	C
近江国伊勢公卿勅使駅家雑事、配符を御教書に付して催す庄園・官使によって直接付す庄園に分け、雑掌に給す	C
三河国司、和太保が内蔵寮便補たることを雑掌折紙にて重ねて上申	C
寮頭惟忠下向につき、目代・雑掌を京都に差し置くことを申し入れる、亡国左道につき雑掌・目代はおらず、在庁一人を留め置くことを領状	C
雑掌康直、所労危急により、当面、勘当を免ぜられることを求めるが、不可(←9月2日条)	C
雑掌康直の療病のための勘当免許の勅定要請を、殿下に奏す	C
雑掌康直の療病による勘当の免許要請について、暫く使庁へ置くとの勅定があったことを殿下に奏す	C
伊勢公卿勅使役禄物①領状国雑掌の催促・②未済国雑掌に苛法使を付しての催促を行事所に命ず ③安房国進済不可能を雑掌中原俊職が上申	C

表 鎌倉時代の国雑掌

No.	西暦	年 月 日	文 書 名	国 名	出 典
1	1186	文治2年8月6日	大宰府守護所下文	肥前	K0100154
2	1188	文治4年6月1日			玉
3	1188	文治4年7月10日			玉
4	1189	文治5年12月3日		②出雲	玉
5	1191	建久2年3月22日	後鳥羽天皇宣旨	諸国	K0100523
6	1191	建久2年3月28日	後鳥羽天皇宣旨	諸国	K0100526
7	1191	建久2年11月15日		摂津	玉
8	1193	建久4年2月15日	豊後国留守所下文案	豊後	K0200654
9	1193	建久4年2月15日	豊後国留守所下文案	豊後	K0200655
10	1195	建久6年11月17日		美濃	三
11	1199	正治元年9月5日	官宣旨案	日向・大隅・薩摩	K0201077
12	1205	元久2年5月12日	阿波守政村書状	阿波	K0301540
13	1220	承久2年7月16日	上総介某清国書状	上総	民裏*1
14	1220	承久2年9月29日	左官掌中原為継書状	壱岐	民裏*2
15	1220	承久2年11月25日	上総介某清国書状	上総	民裏*3
16	1220	承久2年	上総国雑掌調成安申状	上総	民裏*4
17	1220	承久2年	某書状断簡	上総	民裏*5
18	1220	承久2年	某書状断簡		民裏*6
19	1220	承久2年	某書状断簡	下野	民裏*7
20	1220	承久2年12月18日		造春日社国	若
21	9999	貞応3年以後3月15日	前薩摩守大江泰兼陳状	阿波	K0503238
22	1231	寛喜3年4月21日	能登守某信忠書状	能登	民裏*8
23	1231	寛喜3年8月17日		近江	民
24	1231	寛喜3年8月19日		近江	民
25	1231	寛喜3年8月20日		近江	民
26	1231	寛喜3年8月24日		三河	民
27	1231	寛喜3年8月26日		伊勢	民
28	1231	寛喜3年9月1日		近江	民
29	1231	寛喜3年9月2日		近江	民
30	1231	寛喜3年9月3日		近江	民
31	1231	寛喜3年10月8日		③安房	民

記 載 内 容	備考
諸社祭祀興行、祈年・月次祭には諸社司・諸国雑掌が神祇官で幣物を受け取り本社に送ることを命じる	
賀茂祭召物についての済例を雑掌に尋ねた上で返答することを上申	
近年、御更衣召物動仕の例なく、雑掌は治術を失っており、妥当な沙汰を要請	
賀茂祭用途免除について披露を要請	
賀茂祭用途料の進済困難についての披露を要請	
先例通りの進済を果たすため、小河御庄国衙御年貢漆の進済方法等について上申	
殿下教実、御齋会召物未済国越後への処置として、雑掌を誹責することを命じる	D
御齋会召物に関して昨年12月に、苛法に付した後、雑掌を誹責するということを、諸国へそれぞれ命じる	D
兼ねて御齋会の諸国所済を本日から院御所へ納めることを雑掌に命じるも全く到来無し 経光、官使をもって誹責することを諸国へ下知	D
経光に、精好絹遅済国を明日から誹責することについて事情を奏上し、諸国雑掌等を誹責するよう、大殿道家が命じる	D
御齋会召物に関し、①越後は雑掌俊職を召して沙汰させ、②能登は雑掌資尚を召して命じ、③未済国諸国雑掌を吉上を使って引き出すこと、を命じる	D
①召物未済国雑掌を院御所に召集、納入を果たすよう沙汰、②うち越後も雑掌俊職が領状、ただし申状奇怪につき経光が勘発を加える	D
和泉国雑掌大蔵丞安倍久頼、社家注文に任せて春日社仮殿遷宮用途を送付	E
和泉国雑掌久頼、春日社社殿材木について注進	E
和泉国雑掌右史生安倍久頼、社家注文に任せて春日社遷宮用途を送付	E
和泉国雑掌右史生安倍久頼、社家注文に任せて春日社遷宮用途を送付	E
春日社造宮に雑掌が計略を巡らすも不首尾、神人を付せられては雑掌がさらに苦しむことを訴え、その回避を企図	
祈年穀奉幣の伊勢幣欠如により、加賀国に負担が命じられるが、近年の多くの負担割り当てにより調進困難を雑掌が上申	
装束発遣以前に御装束生廣絹御被三條を送納するとの国雑掌の領状あるも、その沙汰なく欠如のまま発遣される	
殿下近衛兼経、雑掌の御更衣用途越前国分壁代一帖の対捍に関し、重ねて左府鷹司兼平への伝達を命じる	
大隅国正八幡宮造宮大宰府行事官料米雑事等の薩摩国不動仕に関する所司神官等解状具書として見える国雑掌解状	
昨年7月雑掌備前左衛門死去のため、春日若宮の修理は服仮が明けた後、子息が沙汰する	F
春日若宮修理のうち最小事については、雑掌が服仮であっても、他の者に付して奉行するべきとの意見	F
土佐国雑掌が訴える稻吉乙松名年貢并国検について、弁申を小代右衛門重俊に命じる	
春日社舎屋修理に関する安芸国司請文がその期なきもののため、雑掌へ神人百人を付すことを命じたことを伝達	
常陸国雑掌調成安、春日社手水屋新調用途を送付	
宣旨に任せて薩摩国天満宮・国分寺を造進することを命じた大宰府下文の宛所	
花山院内大臣家御分国因幡国雑掌本願の許から、紀伊国阿氏河庄地頭湯浅宗親が御式目を書き出す	
御鉢ト亀甲事についての子細を雑掌季重が□申	
造住吉社段米未済について、雑掌散状の内容を問い合わせる	
近代、在庁貢銀の営みをせず、雑掌は所済の計を失っている	
国守拜任時(前年12月)、在京雑掌に新立庄園并加納余田について召し問う	
所職・年貢に関する造東大寺周防国雑掌と同国与田保公文朝保法師との相論に対する下知	G

No.	西暦	年 月 日	文 書 名	国 名	出 典
32	1231	寛喜3年11月3日	後堀河天皇宣旨	諸国	K0604240
33	1232	寛喜4年3月11日	讃岐守源兼教書状	讃岐	民裏*9
34	1232	寛喜4年3月14日	阿波守源重定書状	阿波	民裏*10
35	1232	寛喜4年3月18日	周防国雑掌調成安請文	周防	民裏*11
36	1232	寛喜4年?月15日	伊賀国雑掌調成安請文	伊賀	民裏*12
37	1232	貞永元年 ^カ	信濃国雑掌調成安申状	信濃	民裏*13
38	1234	天福2年正月3日		越後	斎
39	1234	天福2年正月5日			斎
40	1234	天福2年正月6日			斎
41	1234	天福2年正月9日			斎
42	1234	天福2年正月11日		①越後②能登	斎
43	1234	天福2年正月12日		②越後	斎
44	1236	嘉禎2年4月11日	春日遷宮用途送文	和泉	定
45	1236	嘉禎2年4月14日	春日社殿材木注文	和泉	定
46	1236	嘉禎2年6月27日	和泉国雑掌送文	和泉	定
47	1236	嘉禎2年6月27日	和泉国雑掌送文	和泉	定
48	1239	延応元年7月4日	某御教書	和泉 ^カ	K0805451
49	1245	寛元3年7月22日		加賀	平
50	1247	宝治元年9月13日	大神宮神主申状	美濃	K0906884
51	1247	宝治元年10月1日		越前	経
52	1255	建長7年10月10日	後深草天皇宣旨	薩摩	K1107908
53	1267	文永4年6月22日		和泉	賢
54	1267	文永4年6月23日	良俊奉書	和泉	賢
55	1271	文永8年6月20日	関東御教書	土佐	K1410842
56	1273	文永10年3月4日	春日神主泰道廻文	安芸	賢
57	1275	建治元年9月日	常陸国雑掌調成安送文	常陸	賢
58	1276	建治2年正月日	大宰府下文案	薩摩	K1612212
59	1276	建治2年6月日	阿氏河庄地頭湯浅宗親陳状案	因幡	K1612372
60	9999	弘安4年以前6月10日	阿波守某俊衛請文	阿波	K1914471
61	1281	弘安4年 ^カ 10月11日	龜山上皇院宣		K1914488
62	1287	弘安10年7月2日	対馬守源光経解	対馬	勘*14
63	1287	弘安10年7月3日	越中守源仲経申状	越中	勘*15
64	1287	弘安10年10月13日	関東下知状案	周防	K2116366

記 載 内 容	備考
去弘安10年、文永の下知に相違なき由が仰せ下され、雑掌兼定の蓋訴が棄捐される	G
筑前国雑掌を所望(cFK2216629・16630)	
安芸国雑掌并税所某光守と同国佐東本郷宗孝親跡地頭武田孫四郎泰継相論の国作所の事について、東寺へ問い合わせた結果の報告	
総州役官庁北面築垣二丈の沙汰を雑掌尚俊に命じる	
祈年穀奉幣石見国幣料について①国司三条大納言実重領状にもかかわらず、雑掌、用途を下行せず、②そのため雑掌に吉上を付して譴責	
播磨国雑掌が訴える松原別宮燈油料田畠の事について、陳状提出を松原別宮預所沙汰人等に命じる	
気比社造営について①近年は不法があった場合、雑掌を罪科とし正税によって造営 ②国司、御服不足の弁明に雑掌散用状を用いる	H
気比社神官等が訴える神人刃傷について、雑掌、事実無根を主張、このため事実を究明の上、罪科の沙汰を行う	H
気比社神官等の訴える神人刃傷について、国司、雑掌が無実を主張していることを上申、このため真偽究明の上、罪科の沙汰を行う	H
国幣料対捍につき、成功の申請 対捍国のうち伯耆の欠如理由は、熊野造国のため国務・雑掌が在京しなかったことによる	
佐渡国雑掌が訴える年貢未進について、完済を一宮地頭に命じる	
紀伊国雑掌が訴える日前国懸両宮造替用途段米について、改沙汰を丹波守北条盛房に命じる	
薩摩国役宮崎宮用途の事について、雑掌に問い合わせる	
関東御訪用途未到着による大嘗会用途不足のため、段米未済の国々がなお難済すれば、雑掌に馬部を付すとの沙汰あり	
通重、東大寺八幡宮神輿御供用途千疋を進上、但し雑掌が侶翹のため、順調に進まず重ねて下知する	
丹後国雑掌忠光と尚清法印代妙覚との黒戸国衙方年貢に関する相論の申詞を主税助章房が執筆	
国領地頭等の年貢納入について、雑掌が地頭等の抑留を訴えた場合の処置を規定	
薩摩国雑掌宗清が訴える大嘗会米に関する相論について、その不当さを主張	
筑後国吏務についての雑掌高憲申状	
肥後国藤崎社造営料所肥後国正税段米以下のことに関する繪旨と雑掌解状との送付についての相模守北条守時宛添状	
重ねて造東大寺領肥前国雑掌が、国衙興行のため、奸曲の地頭・御家人を罪科に処するとの御教書を郷保に下すことを求める	

幕府追加法<『中世法制史料集』一所収>、K7桁数字(『鎌倉遺文』/7桁数字のうち、上2桁は巻数、以下の5桁は文書番号をそれぞれ示す。たとえば、No.1のK0100154は、『鎌倉遺文』第1巻154号を意味する。)

- 「出典」欄注記は、以下の通り。
*1・*3~8:『民経記』寛喜3年10月紙背文書、*2:『民経記』寛喜3年4月紙背文書、*9~11:『民経記』貞永元年7月紙背文書、*12・13:『民経記』貞永元年8月紙背文書、*14・15:『勘中記』弘安10年7月13日条、*16:『公衡公記』正応2年2月13日条
- 「備考」欄に記したA~Hは、一連の史料であることを示す。

No.	西暦	年 月 日	文 書 名	国 名	出 典
65	1288	弘安11年	周防与田保公文職事書	周防	K2116367
66	9999	? 4月17日	道袁書状	筑前	K2216628
67	9999	正応年間6月24日	某書状案	安芸	K2216887
68	1288	正応元年3月4日		総州	勘
69	1289	正応2年2月13日		石見	実*16
70	1289	正応2年*8月22日	某袖判下知状写	播磨	K2217116
71	1289	正応2年9月19日		越前	吉統
72	1289	正応2年9月22日		越前	吉統
73	1289	正応2年9月30日		越前	吉統
74	9999	正応2年9・10月以前	中原国員申状	伯耆	K2217128
75	1291	正応4年8月5日	関東御教書	佐渡	K2317655
76	1293	正応6年4月12日	関東御教書案	紀伊	K2318165
77	9999	永仁元年10・11月以前	二条教良御教書	薩摩	K2418244
78	1301	正安3年11月15日			吉統
79	1309	延慶2年3月6日	三条通重請文案		K3123620
80	1315	正和4年8月7日		丹後	衡
81	1322	元亨2年正月12日	関東評定事書	諸国	追加717
82	1323	元亨3年5月18日	薩摩国雑掌紀宗継請文(?)	薩摩	K3728404
83	9999	嘉暦元年12月以前	某挙状	筑後	K3829666
84	1330	元徳2年3月17日	藤原公宗添状案	肥後	K4030975
85	9999	正慶頃*	造東大寺領肥前国雑掌申状	肥前	K4131837

凡例・注記

1. 西暦・年月日については、可能な限り推定し、該当時点に並べるようにした。
2. 「文書名」欄には、「鎌倉遺文」の文書名を基礎として記した。
3. 「国名」欄には、特定することが可能な国についてのみ記した。
4. 「出典」欄略称は、以下の通り。玉（『玉葉』）、三（『三長記』）、民（『民経記』）、民裏（『民経記』紙背文書）、若（『春日社若宮遷宮記』＜『大日本史料』4—15、承久2年12月24日条＞）、斎（『経光卿御齋会奉行記』＜『大日本史料』5—9、文暦元年正月8日条＞）、定（『中臣祐定記』）、平（『平戸記』）、経（『経俊卿記』）、賢（『中臣祐賢記』）、勘（『勘中記』）、実（『西園寺実兼記』＜『公衡公記』正応2年2月13日条所引＞）、吉統（『吉統記』）、衡（『公衡公記』）、追加（鎌倉